

《介護保険給付対象サービス及び食費、居住費》

別表 1

令和 6 年 8 月 1 日現在の基本料金表（概算）です。

介護サービス費は、処遇改善加算Ⅱ・地域区分 5 級地を含む。

	段 階	介護サービス費	食 費	居室料	31 日利用
要介護 1	第 1 段階	796 円	300 円	880 円	61,237 円
	第 2 段階		390 円	880 円	64,027 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	87,277 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	109,287 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	133,498 円
	2 割負担	1,591 円	1,445 円	2,066 円	158,155 円
	3 割負担	2,386 円	1,445 円	2,066 円	182,812 円
要介護 2	第 1 段階	879 円	300 円	880 円	63,813 円
	第 2 段階		390 円	880 円	66,603 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	89,853 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	111,863 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	136,074 円
	2 割負担	1,758 円	1,445 円	2,066 円	163,307 円
	3 割負担	2,637 円	1,445 円	2,066 円	190,540 円
要介護 3	第 1 段階	968 円	300 円	880 円	66,573 円
	第 2 段階		390 円	880 円	69,363 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	92,613 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	114,623 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	138,834 円
	2 割負担	1,936 円	1,445 円	2,066 円	168,826 円
	3 割負担	2,903 円	1,445 円	2,066 円	198,819 円
要介護 4	第 1 段階	1,052 円	300 円	880 円	69,185 円
	第 2 段階		390 円	880 円	71,975 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	95,225 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	117,235 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	141,446 円
	2 割負担	2,103 円	1,445 円	2,066 円	174,051 円
	3 割負担	3,154 円	1,445 円	2,066 円	206,656 円
要介護 5	第 1 段階	1,134 円	300 円	880 円	71,725 円
	第 2 段階		390 円	880 円	74,515 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	97,765 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	119,775 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	143,986 円
	2 割負担	2,268 円	1,445 円	2,066 円	179,130 円
	3 割負担	3,402 円	1,445 円	2,066 円	214,274 円

【第 1～4 段階について】所得に応じて、食費・居住費が減額されます。各市区町村の介護保険担当窓口にて「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、審査が通り、証書が発行され、施設に提示することが必要です。

令和 6 年 8 月 1 日現在の概算です。利用日数により若干の増減があります。

加算項目	加算料金			算定	備 考
	1 割負担	2 割負担	3 割負担		
日常生活継続 支援加算 2 (☆ア)	55 円	109 円	163 円	日	利用者 6 名に対し、常勤換算で 1 名 介護福祉士を配置、かつ算定前 6 ヶ 月又は 12 ヶ月の新規利用者の内、下 記いずれかの要件を満たす ①要介護度 4・5 の割合 70%以上 ②認知症高齢者の日常生活自立度 Ⅲa 以上の割合 65%以上 ③たんの吸引等が必要な利用者の 割合が 15%以上
サービス提供 体制加算 I (☆ア)	27 円	53 円	79 円	日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福 祉士の割合が 80%以上の場合 ②勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合
サービス提供 体制加算 II (☆ア)	21 円	42 円	63 円	日	介護職員の総数のうち、介護福祉 士の割合が 60%以上の場合
サービス提供 体制加算 III (☆ア)	8 円	15 円	22 円	日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福 祉士の割合が 50%以上の場合 ②常勤職員が 75%以上の場合 ③勤続 7 年以上の職員が 30%以 上の場合
看護体制加算 I 1	8 円	15 円	22 円	日	常勤の看護師を 1 人以上配置し ている場合
看護体制加算 II 1	16 円	32 円	47 円	日	常勤換算で看護職員を利用者 25 人に対して 1 人以上、かつ、基準 +1 人以上、かつ、施設又は病院 等の看護職員による 24 時間の連 絡体制を確保している場合

夜勤職員配置 加算Ⅱ1 (☆イ)	33 円	65 円	97 円	日	夜勤を行う職員が基準より 1 人以上上回っている場合
夜勤職員配置 加算Ⅳ1 (☆イ)	39 円	78 円	116 円	日	夜勤を行う職員(喀痰吸引できる介護職員の配置)が基準より 1 人以上上回っている場合
◆在宅復帰支援機能加算	12 円	23 円	35 円	日	利用者家族と連絡調整を行い、居宅介護支援事業所に対して、必要な情報の提供と居宅サービス利用に関する調整を行う場合
◆在宅・入所相互利用加算	47 円	94 円	141 円	日	複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて居室を計画的に利用し、居宅介護支援専門員と施設介護支援専門員で情報交換と合意の上、家族に同意を得ている場合
認知症専門ケア加算Ⅰ (☆ウ)	4 円	7 円	10 円	日	認知症介護に関する専門的な研修修了者を利用者 20 人に対して 1 人以上配置し、認知症ケアに対する会議を定期的の実施している場合
認知症専門ケア加算Ⅱ (☆ウ)	6 円	11 円	16 円	日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を 1 人以上配置し、介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成、実施した場合

栄養マネジメント強化加算	13 円	25 円	38 円	日	下記すべてを満たす場合 ①利用者 50 名（給食管理の場合は 70 名）に対し、常勤の管理栄養士を 1 人以上配置 ②低栄養状態のリスクが高い利用者に対し医師、管理栄養士、看護職員等が共同して計画書作成し、かつ食事の観察を週 3 回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施 ③低栄養状態のリスクが低い利用者の食事の変化を把握し対応 ④利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出、活用
処遇改善加算Ⅰ（☆エ）	サービス単位数に 0.140 乗じる				
処遇改善加算Ⅱ（☆エ）	サービス単位数に 0.136 乗じる				
処遇改善加算Ⅲ（☆エ）	サービス単位数に 0.113 乗じる				
処遇改善加算Ⅳ（☆エ）	サービス単位数に 0.090 乗じる				

◆→対象者のみ・☆ア☆イ☆ウ☆エ→すべて、いずれか一つ

◆生活機能向上連携加算Ⅰ（☆カ）	120 円	239 円	358 円	月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で、個別訓練計画を作成し、ICT での動画等で状態を把握し助言した場合
◆生活機能向上連携加算Ⅱ1（☆カ）	238 円	475 円	712 円	月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で、個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練した場合

◆生活機能向上連携加算Ⅱ2（☆力）	120 円	239 円	358 円	月	生活機能向上連携加算Ⅱ1の要件を満たし、かつ個別機能訓練加算を算定している場合
◆個別機能訓練加算Ⅰ	15 円	30 円	44 円	日	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行った場合
◆個別機能訓練加算Ⅱ	24 円	48 円	72 円	月	個別機能訓練加算Ⅰの要件を満たし、かつ個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出した場合
◆個別機能訓練加算Ⅲ	24 円	48 円	72 円	月	口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合 リハビリテーション実施計画等の内容について、関係職種の間で情報を共有し、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用している場合 共有した情報を踏まえ、必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有している場合
◆ADL維持等加算Ⅰ（☆キ）	36 円	71 円	107 円	月	下記すべてを満たす場合 ①利用開始月と6ヶ月ごとにADL値を測定し、厚生労働省へ情報を提出 ②評価対象利用者のADL利得値を平均して得た値が1以上の場合
◆ADL維持等加算Ⅱ（☆キ）	71 円	142 円	213 円	月	ADL維持等加算Ⅰ①の要件を満たし、かつ評価対象利用者のADL利得値を平均して得た値が2以上の場合
◆若年性認知症受入加算	143 円	285 円	427 円	日	若年性認知症者に対し、個別担当者を含め、サービス提供を行った場合
◆外泊時費用	292 円	583 円	875 円	日	入院・外泊された場合、入院・外泊した日の翌日から起算して6日（1回の入院・外泊で月をまたがる場合は最大で連続12日）を限度として発生。居住費は、入院・外泊中も算定期間中のみ発生

◆初期加算	36 円	71 円	107 円	日	入所後、又は 1 ヶ月以上の入院後、退院、再入所した日から 30 日間のみ
◆退所時栄養情報連携加算	84 円	168 円	251 円	回	特別食を必要とする者又は低栄養状態と医師が判断した者が退所する際に、退所先の自宅あるいは施設や病院等に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提出した場合（栄養マネジメント強化加算との併用不可）
◆再入所時栄養連携加算	238 円	475 円	712 円	回	入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
◆退所前訪問相談援助加算	547 円	1,093 円	1,640 円	回	退所前に相談援助を実施した場合
◆退所後訪問相談援助加算	547 円	1,093 円	1,640 円	回	退所後に相談援助を実施した場合
◆退所時相談援助加算	475 円	949 円	1,424 円	回	退所時に相談援助を実施した場合
◆退所前連携加算	594 円	1,187 円	1,781 円	回	退所前に他の事業所等との連携を行った場合
◆退所時情報連携加算	297 円	594 円	891 円	回	退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関に定められた書式に必要事項を記載し交付すると共に、交付した文章の写しを介護記録等に添付する場合。
◆認知症緊急対応加算	238 円	475 円	712 円	日	認知症の症状が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急に入所した場合（7 日間のみ）
◆経口移行加算	34 円	67 円	101 円	日	経管摂取から経口摂取への移行を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
◆経口維持加算 I	475 円	949 円	1,424 円	月	摂食機能障害や誤嚥を有する方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、専門職が共同して会議を行い、栄養管理を実施した場合

◆経口維持加算Ⅱ	120 円	239 円	358 円	月	経口維持加算Ⅰを算定し、かつ協力歯科医院を定め、歯科医、歯科衛生士等が会議に加わった場合
◆口腔衛生管理加算Ⅰ (☆ク)	107 円	213 円	320 円	月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し口腔ケアの具体的な技術的助言及び指導を行い、相談等に対応した場合
◆口腔衛生管理加算Ⅱ (☆ク)	131 円	262 円	392 円	月	口腔衛生管理加算Ⅰの要件を満たし、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
◆療養食加算	8 円	15 円	22 円	食	療養食を提供した場合
◆特別通院送迎加算	706 円	1,411 円	2,116 円	月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある者に対して、月に12回以上、通院の為に送迎を行った場合
◆褥瘡マネジメント加算Ⅰ (☆ケ)	4 円	7 円	10 円	月	下記すべてを満たす場合 ①褥瘡発生とリスクについて3ヶ月に1回評価し、結果等を厚生労働省へ提出 ②①の評価により褥瘡が発生するリスクがある利用者に対し、施設の多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、計画書に従い褥瘡管理を行い、3ヶ月に1回計画書の見直しを行った場合
◆褥瘡マネジメント加算Ⅱ (☆ケ)	16 円	32 円	47 円	月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、Ⅰ②の評価の結果、褥瘡の発生リスクはあるが発生はない場合

◆排せつ支援 加算Ⅰ (☆コ)	12 円	23 円	35 円	月	排泄に介護を要する利用者に対し、医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価。少なくとも6ヶ月に1回評価し厚生労働省に報告。少なくとも3ヶ月に1回支援計画を見直している場合
◆排せつ支援 加算Ⅱ (☆コ)	18 円	36 円	54 円	月	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、入所時と比較し排尿・排便のどちらか一方が改善し、悪化がない又はおむつ使用から使用なしに改善の場合
◆排せつ支援 加算Ⅲ (☆コ)	24 円	48 円	72 円	月	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たし、入所時と比較し排尿・排便のどちらか一方が改善し、悪化がなく、かつ、おむつ使用から使用なしに改善の場合
◆自立支援促進 加算	333 円	665 円	997 円	月	下記すべてを満たす場合 ①医師が自立支援に必要な医学的評価を行い、6ヶ月に1回見直し、支援計画の策定に参加 ②①の評価の結果、対応を要する利用者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同し支援計画を策定し実施 ③3ヶ月に1回支援計画を見直し ④①の評価結果を厚生労働省に提出、情報を活用している場合
◆科学的介護 推進体制加算 Ⅰ (☆サ)	47 円	94 円	141 円	月	利用者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出、必要な情報を活用している場合
◆科学的介護 推進体制加算 Ⅱ (☆サ)	60 円	119 円	179 円	月	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件を満たし、かつ、疾病状況等を加えた場合

◆安全対策体制加算	24 円	48 円	72 円	回	外部の研修を受けた担当者の配置、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制の整備を行った場合
協力医療機関連携加算 1 (☆シ)	60 円※ (120 円)	119 円※ (239 円)	179 円※ (358 円)	月	下記の①～③の要件を満たす場合 ①入居者等の病状が急変した場合、医師又は看護側隠が相談対応を行う体制を常時確保している。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制が常時確保している。 ③入所者等の病状が急変した場合、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。 ※令和 7 年 4 月より 50 単位 ()内は変更前金額
協力医療機関連携加算 2 (☆シ)	7 円	13 円	19 円	月	前記以外の場合
高齢者施設等感染対策向上加算 I	12 円	23 円	35 円	月	下記の①～③の要件を満たす場合 ①感染症発生時に、新興感染症の診療する医療機関との間で、発生時等の対応を行う体制を確保している。 ②協力医療機関等の間で、新興感染症以外の感染症発症時に、協力医療機関等と連携し適切に対応している。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う研修や訓練に 1 年に 1 回以上参加している。

高齢者施設等 感染対策向上 加算Ⅱ	7 円	13 円	19 円	月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った機関から、3 年に 1 回以上、感染者が発生した場合の実地指導を受けている。
○看取り介護 加算Ⅰ 1 (31～45 日前)	86 円	172 円	257 円	日	医師が回復の見込みがないと判断した利用者に対して、利用者や家族の意思を尊重して、医師、看護職員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員が連携を保ちながら「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った看取りをする場合
○看取り介護 加算Ⅰ 2 (4～30 日前)	172 円	343 円	514 円	日	
○看取り介護 加算Ⅰ 3 (2～3 日前)	807 円	1,614 円	2,421 円	日	
○看取り介護 加算Ⅰ 4 (当日)	1,520 円	3,039 円	4,559 円	日	
◎看取り介護 加算Ⅱ 1 (31～45 日前)	86 円	172 円	257 円	日	看取り介護加算Ⅰの要件を満たし、かつ、以下の要件を満たす場合 ・施設内で亡くなった場合 ・複数名の配置医師がいる事 ・看護体制加算Ⅱを算定している事
◎看取り介護 加算Ⅱ 2 (4～30 日前)	172 円	343 円	514 円	日	
◎看取り介護 加算Ⅱ 3 (2～3 日前)	926 円	1,852 円	2,778 円	日	
◎看取り介護 加算Ⅱ 4 (当日)	1,876 円	3,752 円	5,628 円	日	

◆→対象者のみ・○、◎→対象者のみ、どちらか一方

☆カ☆キ☆ク☆ケ☆コ☆サ☆シ→いずれか一つ

【地域区分について】

地域区分 5 級地 1 単位 → 10.45 円 利用負担額はうち 1～3 割。